

## 閉会中の調査報告

総務常任委員会

○所管事務調査：「地域総合センターの状況について」について

開催日時 令和3年7月15日（木）9：27～11：06  
出席者 細川委員長、大島副委員長、赤祖父委員、加藤委員、  
上野委員、植中議長  
説明員 総務部長、総務部次長、市民生活局長、人権擁護課長

### 概要説明

湖南省には、いしべ交流センター・みくも地域人権福祉市民交流センター・夏見会館・柑子袋会館・岩根会館の5館の地域交流センターがあり、湖南省地域総合センター条例、また、湖南省地域総合センターの管理及び運営に関する規則に基づき運営しています。また、社会福祉法に基づく第二種社会福祉施設として、平成14年8月29日、厚生労働省事務次官通知、「隣保館の設置及び運営について」に掲げられた事業を実施しています。地域の方々をメンバーとする運営協議会と地域福祉交流促進協議会があり、運営についてご意見をいただき、人権啓発や地域交流事業を展開しています。平成30年度から令和2年度までの来館者数、相談件数、会議室利用件数、貸館の件数等の資料をもとに利用状況の説明と、新型コロナウイルス感染症の影響で、全体的に来館者数が減少していますとの説明がありました。

### 主な質疑

隣保館との位置付けであるが、利用に関して制約があるのかとの質疑に対して、基本的に運営規則に基づいて貸館を行っています。事業目的外での利用の場合、使用料をいただく規則となっていますとの答弁でした。岩根会館の利用数が少ないので、啓発をすべきではとの質疑に対して、人権と福祉を担う施設が地域総合センターであり、事業を行うことで施設のPRにつながると考えますので、進めてまいりますとの答弁でした。五つの会館は、特別な縛りがあるのかとの質疑に対して、地区の方及び周辺の方を中心に講座等開催する中で交流を図るため、事業を展開してきましたが、今は地域以外の方もたくさん利用いただけるようになっており、縛りはありません。但し、使用料で減免措置に若干違いがありますとの答弁でした。なぜ、減免措置に違いができるのか、抜本的に変えるべきではとの質疑に対して、平成27年に策定されている内規に利用基準が示されております。1. 地域の人権福祉の向上に根差した活動。2. 利用対象地域での交流活動。3. 文化活動。4. 自治会活動や自治会長が認める活動。5. その他施設長が認める団体や活動。上記5つの利用基準に沿って利用いただいていますとの答弁でした。柑子袋会館と岩根会館の2館に

については、統廃合していくという計画であるが今後どのように進めていくのかとの質疑に対して、市の公共施設等総合管理計画、個別施設計画では、柑子袋会館と岩根会館については、令和7年度までに近隣施設との複合化を検討しています。現在、市としてこの計画を前倒しすることも検討中で、地域の方々からご意見をいただいているところですのでとの答弁でした。隣保館事業で建てた建物は、第二種社会福祉施設のカテゴリーに入るため、隣保館という名称よりも第二種社会福祉施設という名称を浸透させていくのかとの質疑に対して、国は隣保館を正式名称とし、地域総合センターは滋賀県独自の表現です。社会福祉法に基づく施設として、第二種社会福祉施設と定義されており、事業自体を行う上では、隣保館事業として、事業費補助金をいただいていますとの答弁でした。子ども学習支援の対象者についての質疑に対して、石部交流センターの利用対象、子ども学習支援の対象はともに石部小学校区全員です。夏見会館の利用対象は、夏見区と針区で、子ども学習支援の対象は、夏見区のみです。柑子袋会館の利用対象は、柑子袋区と平松区で、子ども学習支援の対象は、令和2年度から柑子袋区と平松区になりました。岩根会館の利用対象は岩根東口区で、子ども学習支援の対象は、岩根小学校区全体です。みくも地域人権福祉市民交流センターの利用対象は、三雲区と妙感寺区、吉永区で、子ども学習支援は同和地区の子どもを対象にしていますとの答弁でした。もっと広く利用していくために担当課としての考えはとの質疑に対して、柑子袋会館について、子ども子育て支援学級の中で、乳幼児と保護者を対象にした事業があり、全市の方を対象としていますので、今後このような事業を進めていくべきだと考えていますとの答弁でした。外国籍の方の利用状況についての質疑に対して、外国籍の方に特化しての利用状況について把握はしていないが、みくも地域人権福祉市民交流センターや岩根会館を拠点として、日本語教室が開催されています。地域の実情に合わせて、隣保館だけでなく、教育委員会やまちづくりセンター等でも学習支援事業を実施しているため、類似の事業についてはすみ分けや統合を検討していく必要があると考えていますとの答弁でした。この委員会で出た意見を踏まえて、規則の整理等行っていただきたいとの意見がありました。

続いて、報告案件として、今年度策定予定の（仮称）湖南省人権総合計画について資料をもとに説明がありました。